全面施行された「改正個人情報保護法」のガイドライン等に関するQ&Aの概要

北澤 一樹 ●弁護士 弁護士法人英知法律事務所

改正個人情報保護法が2017年に全面施行された。同法について4編のガイドラインとデータ漏えい時の対応が作成され、その具体的説明を行う「Q&A」も公開された。重要と思われる「Q&A」の概要を紹介する。

■はじめに

2015年に大きな改正が行われた個人情報保護法は、2017年5月30日に全面施行となった。全面施行にあたり、個人情報保護委員会は、2016年11月に「通則編」、「外国にある第三者への提供編」、「第三者提供時の確認・記録義務編」、「匿名加工情報編」に関する各ガイドラインを公表するとともに、2017年2月に「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）の告示を行った（なお、「通則編」及び「匿名加工情報」は2017年3月に一部改正された）。

さらに、同委員会は同月、「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&A」（以下「Q&A」）を公表し[1]、上記ガイドライン等の具体的な内容に関する説明を行っている（なお、Q&Aについては、2017年5月30日に更新された）。同時期には、上記各ガイドラインの特則として、他の事業分野に関するガイドライン（後記参照）も公表された。

本稿では、Q&Aのうち、それぞれのガイドラインごとに、注意すべき内容や、2015年改正前からの見解が改めて明確にされたものを中心に、その概要を紹介する。

■「通則編」に関するQ&A

●定義について

店舗に防犯カメラを設置し、撮影した顔画像やそこから得られたデータを防犯目的のみに利用する場合については、「取得の状況からみて利用目的が明らか」（個人情報保護法18条4項4号＝以下、「法18条4項4号」等と略記）であることから、利用目的の通知・公表は不要とされる（Q&AにおけるQ1-11に対する回答。以下、他の回答も含め、「Q1-11」等と略記）。ただし、同回答では、望ましい措置として、防犯カメラが作動中であることを店舗入口に提示するなど、本人に対して自身の個人情報が取得されていることを認識させるための措置を紹介している。なお、防犯目的のみにならず、マーケティングなどの商業目的に利用する場合には、当該利用目的の公表または個人情報の取得後の本人通知もしくは公表が必要である（Q1-12参照）。

個人識別符号に関するQ1-22では、携帯電話番号やクレジットカード番号それ自体は、個人識別符号に該当しないことが確認されているが、これらの情報が氏名などの他の情報との容易照合性が

インターネット白書／ ©1996-2018 Impress R&D

認められる場合には、個人情報に該当し得ることも明らかにされている。

要配慮個人情報については、Q1-30、31で、無罪判決を受けた事実や不起訴処分を受けた事実も要配慮個人情報に該当するものとされている。

本人の同意の取得方法については、一定期間内に回答がない場合には同意をしたものとみなす旨の電子メールを送り、当該期間を経過したことのみをもって同意を得たとみなすことをできないことが明らかにされた（Q1-56）。また、明示の同意以外に黙示の同意が認められるか否かについては、本人の同意を得たといえるためには明示の同意に限るべきとする見解（宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説〔第5版〕』（有斐閣）125頁）もあるところではあるが、Q1-57では、個別の事案ごとに、具体的に判断するものとされ、黙示の同意も認められ得ることが明らかにされた。Q1-58では、未成年者を本人として同意を得る必要がある場合において、法定代理人等の同意を得る必要がある未成年者の具体的な年齢について、個別具体的に判断すべきであるものの、一般的には12歳から15歳までの年齢以下の子どもについて、法定代理人等から同意を得る必要があるとされ、参考になると思われる。

●個人情報の利用目的（法15条〜16条、18条3項関係）について

個人情報を統計処理して、個人情報に該当しない統計データとして利用するにあたり、かかる統計データへの加工を行うこと自体を利用目的とする必要はないものとされた（Q2-5）。

Q2-7では、利用目的の変更通知（法18条3項）にあたり、変更前の利用目的との対比によって示す必要があるかという質問に対し、変更後の利用目的の通知で足りるが、当初特定した利用目的のどの点が変わったのか示すことが望ましいとされた。なお、法15条2項による利用目的の変更が認められるケースと認められないケースについては、Q2-8、2-9で具体例が紹介されている。

●個人情報の取得（法17条・18条関係）について

Q3-2では、名簿業者から個人の名簿を購入する場合の注意点が回答されている。具体的には、①名簿業者から個人の名簿を購入すること自体は禁止されていないこと、②ただし、購入に当たっては、適正取得（法17条1項）や、第三者提供を受ける際の確認・記録義務（法25条、26条）が適用されることである。なお、2015年改正法が施行された現時点では、一般的に名簿業者はオプトアウト規定による届出が必要となるため（法23条2項）、名簿業者から個人情報を取得する際には、当該名簿業者が届出をしていることの確認をする必要があると解されている。

2015年改正により、新たに「要配慮個人情報」という概念が登場したが、同改正前に適法に取得した個人情報が施行後に要配慮個人情報に該当することとなった場合について、いくつか注意すべき点が明らかにされている。まず、同改正前に適法に取得した個人情報が施行後に要配慮個人情報に該当したとしても、あらためて要配慮個人情報取得のための本人同意（17条2項）を得る必要はない（Q3-5）。しかし、同改正法施行前にオプトアウトによる第三者提供をしていた個人情報が、施行後に要配慮個人情報に該当することとなった場合、当該要配慮個人情報について、オプトアウトによる第三者提供をすることは認められていない（Q3-6）。

●個人データの第三者への提供（法第23条〜第26条関係）について

個人データの第三者提供にあたっては、原則としてあらかじめ本人の同意を得る必要があるとこ

インターネット白書／ ©1996-2018 Impress R&D

ろ（法23条1項）、かかる同意の取得方法については、例えば、個人情報の取得時に、その時点で予測される個人データの第三者提供について、包括的に同意を得ておくことも可能であることが明らかにされた（Q5-8）。

また、2015年改正前においては、上記第三者提供の同意を得るにあたり、提供先の第三者を具体的に特定することは、不要と解されていた。Q5-9では、第三者提供の同意を得るに当たり、提供先を個別に明示することまでが求められているわけではないとし、この点が明らかにされた。ただし、他の事業分野に関するガイドラインでは、特則（提供先の第三者の特定を要する旨など）が設けられているので注意を要する（いずれも2017年2月に公表された、「金融分野における個人情報保護法に関するガイドライン」、「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン」等参照）。

オプトアウトによる第三者提供を行うためには、法23条2項各号の事項を、あらかじめ本人に通知または本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会への届出が必要となる。個人情報保護法施行規則7条は、かかる「通知又は容易に知り得る状態に置く措置」といえるための要件の一つとして「本人が…当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと」（同条1項1号）を定めている。この「必要な期間」は、個人情報取扱事業者が法23条2項に基づき、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いた時点から起算すること、および、この「必要な期間」の満了点は、オプトアウトによる第三者提供を行う前である必要があるとされている（Q5-23）。

今日では情報管理にあたりクラウドサービスを利用することも珍しくない状況にある。Q5-33は、クラウドサービスの利用が本人の同意が必要な第三者提供（23条1項）、または委託（23条5項1号）に該当するかどうかは、クラウドサービス提供事業者において個人データを取り扱うこととなっているかどうかが判断基準となることが明らかにされている。例えば、クラウドサービス提供事業者が当該個人データを取り扱わないこととなっている場合（契約条項によって当該提供事業者がサーバーに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等）には、個人データの「提供」は認められず、本人の同意を得る必要はない。また、個人データを含む電子データを取り扱う情報システムなどの保守を外部事業者に委託する場合についても、クラウドの場合と類似の見解が示されており、単純なハードウェア・ソフトウェア保守サービスのみを行う場合で、契約条項によって当該保守サービス事業者が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合などには、個人データの「提供」には該当しないとされている（Q5-35）。

■「外国にある第三者への提供編」に関するQ&A

2015年改正により外国にある第三者への提供の制限に関する法24条が新設された。この点に関し、前記クラウドサービスの利用の場合とも関連するが、外国にあるサーバーに個人データを含む電子データを保存するケースについては、当該サーバーの運営事業者が、当該サーバーに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合（契約条項によって当該事業者がサーバーに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合など）には、外国にある第三者への提供（24条）に該当しないとされた（Q9-5 ）。

インターネット白書／ ©1996-2018 Impress R&D

なお、外国の事業者が運営するクラウドを利用する場合であって、サーバーは国内にあるケースについて、当該サーバーの運営事業者が、当該サーバーに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供に該当しない（Q9-6）。また、当該運営事業者が、上記個人データを国内で取り扱っていると認められる場合についても、当該運営事業者は個人情報取扱事業者に該当するので、外国にある第三者への提供には当たらないとされている（Q9-6）。

■「第三者提供時の確認・記録義務編」に関するQ&A

2015年改正により、第三者提供時の確認・記録義務（25条、26条）が新設された。当該規定は、名簿業者等により個人情報が不正に流通した場合におけるトレーサビリティの確保を目的としたものであるが、一方で、当該規定により事業者への過重な負担がかかることが懸念された。そのため、第三者提供時の確認・記録義務編のガイドラインでは、解釈により確認・記録義務が適用されない場合を明らかにし、そのような場合の一つとして「本人に代わって個人データを第三者提供している」といえる場合が具体例とともにあげられている（同ガイドライン2-2-1-1(2)）。

Q10-4〜10-7では、本人に代わって個人データを第三者提供しているといえる具体例がさらに追加されている。なお、「本人に代わって個人データを第三者提供している」といえるためには、提供先の第三者の個別明示が必要かという質問については、提供先の事業者名を個別に明示しない場合においても、本人からの委託等の内容、提供の客体である個人データの内容、提供するとき等の要素を総合的に考慮して、当該提供を具体的に特定できている場合には、本人に代わって提供しているものと評価されることもあり得るとしている（Q10-8）。

この他に、Q10-21では、オプトアウトによる第三者提供について、確認・記録義務が適用されない場面がないことが明確にされている。

■「匿名加工情報編」に関するQ&A

匿名加工情報の作成時および第三者提供時には、一定の事項（前者については当該情報に含まれる情報の項目、後者については提供する情報の項目および提供方法）について公表が要求される（法36条3項、4項、37条）。この「公表」については、それぞれの場合に応じて「作成したとき」、または「提供したとき」に行うことが求められるものであり、事前にプライバシーポリシーに包括的な記載を掲載するだけでは上記「公表」義務を履行したものとは認められないことが明らかにされた（Q11-14）。

また、匿名加工情報の第三者提供時の公表において、提供先名や利用目的については公表する必要がないことが明らかにされた（Q11-18）。

この他、Q11-21では、匿名加工情報を取り扱っている際に、偶然作成元の本人を識別してしまった場合については、識別行為の禁止を定める法36条5項および法38条に抵触するものではないとされた。ただし、このような場合には当該情報を速やかに削除することが望ましいことが併せて明記されている。

■「個人データの漏えい等事案対応告示」に関するQ&A

「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）では、漏えい等事案が発覚した場合に講ずることが望ましい措置を列挙している（同告示2(1)~(6)）。かかる措置のうち「(5)影響を

インターネット白書／ ©1996-2018 Impress R&D

受ける可能性のある本人への連絡等」および「(6)事実関係及び再発防止策等の公表」を省略できる場合について、具体例（第三者に閲覧されることなく速やかに漏えい等のあった個人データや加工方法等情報を回収した場合等）とともに紹介されている（Q12-5）。ただし、安易にかかる措置を省略できる場合に該当するものと判断しないよう、漏えい等事案によって本人の権利利益が侵害されておらず、二次被害の防止の観点からも必要がないと認められる場合に当たるかどうかについて、慎重な判断が要求されるというべきである。

1.「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するＱ＆Ａ（個人情報保護委員会）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kojouhouQA.pdf

インターネット白書／ ©1996-2018 Impress R&D

Internet White Paper ARCHIVES
インターネット白書
ARCHIVES
1996,1997,1998,1999,2000....

［インターネット白書ARCHIVES］ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2018年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

https://IWParchives.jp/

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

●記載されている内容（技術解説、データ、URL、名称など）は発行当時のものです。

●収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者（執筆者、写真・図の作成者、編集部など）が保持しています。

●著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。

●このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。

●収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元（株式会社インプレスR&D）などの情報をご明記ください。

●オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D（初期は株式会社インプレス）と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先 | 株式会社インプレスR&D | ✉ iwp-info@impress.co.jp

©1996-2018 Impress R&D